

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	志知松本 (志知松本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業経営については、水稻の他たまねぎ・レタスなど露地野菜を中心に畜産などにも取り組んでいる。一部で若手への経営継承が進みつつあり、法人化による雇用、機械化を行う経営体もあることから当地域の優良農地については遊休農地が増えていない。他方、未整備田や集落内介在農地については、放棄田増加の懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻と野菜がメインの農業を行っている。10年後には担い手が減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
毎年、変わっていく地域内の状況に合わせて、地域計画を見直していく中で、地域内における規模拡大意向の農家のリストを示し、地域内の担い手に農地を集積していくかどうかを決める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。(現在、利用権設定されている農地は、期間満了を待ってから農地中間管理機構を活用することとする。)
(3)基盤整備事業への取組方針
東エリアは基盤整備が完了しているが配管などの老朽化が目立つ。西エリアは予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
大学などとの繋がりを活用し、定期的にメンテナンスを行っていく。(現在年二回)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ、WCS用稲については外部のコントラクターに作業委託をお願いをしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦吉備国際大学などと協力し農業排水溝のメンテナンスを定期的に行っている。